

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課)

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( )

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ( )

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( )

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 ( )

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 ( )

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 (区域内特定養殖業者)

○農用地利用配分計画の認可の申請 (農林水産経営支援課)

○農営土地改良事業換地計画の縦覧 (農業振興課)

○都市計画決定の図書の写しの縦覧 (農村整備課)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について ( )

○外部監査人の監査の事務の補助 ( )

選挙管理委員会

監査委員

七

## 告 示

○宮城県告示第八百七十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。  
平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス10月号	(株)ぶんか社
二	雑誌	iP!10月号	(株)晋遊舎
三	雑誌	01481110 ヤバイ悪グッズ最新版	(株)鉄人社
四	雑誌	01806109 スゴすぎ裏グッズ345	(株)三オブックス
五	雑誌	64245105 ヤバすぎ激裏情報	(株)三オブックス
六	雑誌	64245113 実話ナックルズSPECIAL	ミリオン出版(株)

### 二 指定理由

図書類の内容が一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二から五の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、六の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し及び甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百七十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二四〇〇七三八	あしすと悠 巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原二十二番地六	株式会社あしすと悠	平成二十七年七月一日

○四七二四〇〇七四六	訪問介護事業所金成沢辺 番地一	医療法人社団いけの医院	平成二十七年 七月十五日
○四七二二〇二二九二	「希望の湯」 大崎市鳴子温泉車湯一番地	株式会社IDEAL	平成二十七年 八月一日

二 訪問看護

○四六二六九〇〇六六	ねんりん訪問看護ステーション 宮城郡七ヶ浜町境山二丁目 九番二号	株式会社年輪	平成二十七年 八月一日
------------	--	--------	----------------

三 居宅療養管理指導

○四七二二〇二二八四	つばさ薬局船岡店 柴田郡柴田町船岡新栄四丁 目三番十五号	有限会社みやぎ保健企画	平成二十七年 七月一日
------------	------------------------------------	-------------	----------------

四 通所介護

○四七二二〇一八七九	デイサービス茶話本舗和み 新橋本亭 栗原市志波姫新橋本百二十 二番地	株式会社ケア・ライフ・ フエイズ	平成二十七年 七月一日
○四七二二〇一八八七	デイサロン花つつみ 栗原市若柳川北中町十五番 地	株式会社レジリエンス	平成二十七年 七月十五日
○四七二二〇一九〇三	デイサービスすつちゃん 栗原市金成沢辺町百六十四 番地一	医療法人社団いけの医院	平成二十七年 七月十五日
○四七二二〇一九一一	デイサービスセンター笑楽 苑 栗原市若柳武鎗字町浦二百 二番地四	株式会社マイホーム	平成二十七年 七月十五日
○四七二二〇〇六一〇	デイサービス ともしび 岩沼市中央一丁目二番八号	株式会社くすの木	平成二十七年 八月一日
○四七二二〇二四六八	リハビリDAY&SPA	合同会社エスبرانサ	平成二十七年

五 短期入所生活介護

○四七一五〇二四八四	ショートステイあつたかい ご岩出山 大崎市岩出山浦小路四十四 番	社会福祉法人シャングリラ	平成二十七年 八月十五日
------------	---	--------------	-----------------

六 福祉用具貸与

○四七二二〇一八六一	福祉用具販売・貸与事業所 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町五 番地	株式会社seeds	平成二十七年 七月一日
○四七〇八〇〇五〇九	快眠ひろば 角田市梶賀字一里壇百三十 九番地五	有限会社大沼寝装店	平成二十七年 七月一日

七 特定福祉用具販売

○四七〇八〇〇五〇九	快眠ひろば 角田市梶賀字一里壇百三十 九番地五	有限会社大沼寝装店	平成二十七年 七月一日
○四七二二〇一八六一	福祉用具販売・貸与事業所 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町五 番地	株式会社seeds	平成二十七年 七月一日

○宮城県告示第八百七十八号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩	〇四七二四〇〇七三八	あしすと悠 巨理郡巨理町逢隈田沢字遠 原二十二番地六	株式会社あしすと悠	平成二十七年 七月一日
	〇四七一五〇二四七六	なるこオフィスケアブラン 大崎市鳴子温泉車湯一番地 七	合同会社エスペランサ	平成二十七年 八月一日

〇宮城県告示第八百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二四〇〇七三八	あしすと悠 巨理郡巨理町逢隈田沢字遠 原二十二番地六	株式会社あしすと悠	平成二十七年 七月一日
〇四七二一三〇一八九五	訪問介護事業所金成沢辺 栗原市金成沢辺町百六十四 番地一	医療法人社団いけの医院	平成二十七年 七月十五日
〇四七二四〇〇七四六	グループふれあいの会 巨理郡巨理町吉田字小橋四 百五十番地二	特定非営利活動法人みらい東北	平成二十七年 七月十五日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六二六九〇〇六六	ねんりん訪問看護ステーション 宮城県七ヶ浜町境山二丁目 九番二号	株式会社年輪	平成二十七年 八月一日

三 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

四 介護予防通所介護

〇四七二二〇二二八四	つばさ薬局船岡店 柴田郡柴田町船岡新栄四丁 目三番地十五	有限会社みやぎ保健企画	平成二十七年 七月一日
------------	------------------------------------	-------------	----------------

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称

指定年月日

〇四七一三〇一八八七

デイサロン花つつみ  
栗原市若柳川北中町十五番  
地

株式会社レジリエンス

平成二十七年  
七月十五日

〇四七一三〇一九〇三

デイサービスすっちゃん  
栗原市金成沢辺町百六十四  
番地一

医療法人社団いけの医院

平成二十七年  
七月十五日

〇四七一三〇一九一一

デイサービスセンター笑楽  
苑  
栗原市若柳武鎗字町浦二百  
二番地四

株式会社マイホーム

平成二十七年  
七月十五日

〇四七一〇〇六一〇

デイサービスともしび  
岩沼市中央一丁目二番八号

株式会社くすの木

平成二十七年  
八月一日

〇四七一五〇二四六八

リハビリDAY&Spa  
「希望の湯」  
大崎市鳴子温泉車湯一番地  
七

合同会社エスペランサ

平成二十七年  
八月一日

〇四七一四〇〇六六三

デイサービスぬくもり  
東松島市牛網駅前一丁目六  
十番地十一

株式会社フェニックスエ  
レメント

平成二十七年  
八月十五日

〇四七二二〇二二九二

リハスバ大河原  
柴田郡大河原町新南三十五  
番地五  
アイル新南ビル一〇

株式会社IDEAL

平成二十七年  
八月十五日

五 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一五〇二四八四	シヨートステイあったかい ご岩出山 大崎市岩出山浦小路四十四 番	社会福祉法人シャングリ ラ	平成二十七年 八月十五日

六 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
-----------	-------------	--------	-------

○四七〇八〇〇五〇九	快眠ひろば 角田市梶賀字一里壇百三十九番地五	有限会社大沼寝装店	平成二十七年七月一日
○四七二一三〇一八六一	福祉用具販売・貸与事業所 S e e d s 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町五番地	株式会社 S e e d s	平成二十七年七月一日

七 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇八〇〇五〇九	快眠ひろば 角田市梶賀字一里壇一三九番地五	有限会社大沼寝装店	平成二十七年七月一日
○四七二一三〇一八六一	福祉用具販売・貸与事業所 S e e d s 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町五番地	株式会社 S e e d s	平成二十七年七月一日

○宮城県告示第八百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二一三〇〇一九四	一榭介護支援サービス 栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二番地一	株式会社一榭	平成二十七年七月三十一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二一三〇一六〇六	デイサービスセンター虹の丘II号館 栗原市若柳川北字中町六十五番地二	株式会社マイホーム	平成二十七年七月十四日
○四七二七〇〇六四〇	通所介護 さゆりの家 黒川郡富谷町杜乃橋一丁目	特定非営利活動法人野のゆりホーム	平成二十七年七月三十一日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二一三〇〇一九四	一榭介護支援サービス 栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二番地一	株式会社一榭	平成二十七年七月三十一日

○宮城県告示第八百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二一六〇〇六二六	ケアプランセンターソレイユ 宮城県七ヶ浜町汐見台二丁目二番地の四十三	有限会社ライフファクトリー	平成二十七年七月三十一日

○宮城県告示第八百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二一三〇〇一九四	一榭介護支援サービス 栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二番地一	株式会社一榭	平成二十七年七月三十一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

〇四七二七〇〇六四〇	通所介護 さゆりの家 黒川郡富谷町杜乃橋一丁目 一番地十	特定非営利活動法人野の ゆりホーム	平成二十七年 七月三十一日
------------	------------------------------------	----------------------	------------------

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二一三〇〇一九四	一柳介護支援サービス 栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二 番地一	株式会社一柳	平成二十七年 七月三十一日

〇宮城県告示第八百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十七加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の宮戸 支所の地区	平成二十七年 九月七日	東松島市宮戸字鹿島一 丁目三十五 千葉 富夫 東松島市新東名二丁目 六一十五 千葉 政敏	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	十八人

〇宮城県告示第八百八十四号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年九月十八日から平成二十七年十月二日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり

- 二 申請年月日  
平成二十七年九月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

〇宮城県告示第八百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業石森地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十七年十月二十三日まで

三 縦覧場所

登米市役所

〇宮城県告示第八百八十六号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称  
1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新蛇田南地区計画  
二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）  
○宮城県告示第八百八十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十七年九月十八日

一 都市計画の種類及び名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 あけぼの北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百八十八号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 須江地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百八十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 六・五・二号 石巻市総合運動公園  
二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）  
○宮城県告示第八百九十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十七年九月十八日

一 都市計画の種類及び名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新渡波西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百九十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新蛇田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮選管告示第百十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十七年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

宮城県選挙管理委員会

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム赤井江マリンホームの項中「岩沼市下野郷字浜二四三番地の三九」を「岩沼市押分字新田東一〇九番地の二」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年九月十八日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 9月18日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み
宮城県監査委員	工	藤	鏡
宮城県監査委員	成	田	由
			加里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

蒲 倉 宏 明 仙台市太白区長町7丁目19番30-204号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年 9月24日から平成28年 3月31日まで